

## 南相馬市農業農村活性化施設条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 162 号

## (設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項の規定に基づき、地域資源を活用し、南相馬市農業農村体験交流による地域の活性化を図るため、農業農村活性化施設（以下「施設」という。）を設置する。

## (名称、種類及び位置)

第 2 条 施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名称	種類	位置
ハートランドはらまち	バンガロー	南相馬市原町区高倉字堂前 4 2 番地の 7
	農業体験実習館	
	体験乗馬施設	南相馬市原町区高倉字欠下 4 5 番地

## (定休日)

第 3 条 施設の定休日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、施設の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、定休日を変更し、又は臨時に設けることができる。

## (利用の許可)

第 4 条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

## (利用の制限)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(3) 利用許可の目的又は利用の条件に違反したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用料金の納付等)

第7条 利用者は、指定管理者に対し、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第8条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき、又は指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 損害賠償 )

第 1 2 条 利用者は故意又は過失により、建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

( 指定管理者による管理 )

第 1 3 条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

( 指定管理者の公募 )

第 1 4 条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、当該施設の適正な管理を確保するために市長が特に認めるときは、この限りでない。

( 指定管理者の業務の範囲 )

第 1 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第 4 条に規定する利用の許可に関する業務
- (2) 第 5 条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) 第 6 条に規定する利用許可の取消し等に関する業務
- (4) 第 7 条、第 8 条及び第 9 条に規定する利用料金に関する業務
- (5) 施設の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務

( 指定管理者の指定の手続 )

第 1 6 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 施設の設置目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) 施設の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) 施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有していること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) この条例の規定を遵守し、適正な施設の運営を行うこと。

(2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 施設の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 施設の利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 施設の管理経費の収支状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行

うことができる。

( 指定の取消し等 )

第 2 2 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

( 指定管理者が行う個人情報の取扱い等 )

第 2 3 条 指定管理者及び施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例(平成 1 8 年南相馬市条例第 2 3 号)第 1 0 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後において、同様とする。

( 市長による管理 )

第 2 4 条 第 3 条から第 7 条まで、第 9 条、第 1 0 条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 7 条第 2 項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と読み替えるものとする。

( 委任 )

第 2 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 1 0 条まで、第 1 5 条及び第 1 8 条から第 2 4 条までの規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の原町市農業農村活性化施設条例(平成 2 年原町市条例第 1 2 号。以下「合併前の条例」という。)の規

定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際、合併前の条例の規定により、その管理に関する事務を委託している公の施設については、この条例に基づく指定管理者による管理を実施する日までの間は、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

種類	使用の単位		使用料
バンガロー	1室	午前9時から午後3時まで	2,100円
		午後3時から翌日の午前9時まで	4,200円
農業体験実習館	1室	午前9時から午後9時まで	1時間につき210円
	1泊	午後4時から翌日の午前9時まで	1人につき 一般2,100円 小中学生1,050円

備考 バンガロー備付けの寝具を使用する場合には、1人1回につき、420円を徴収する。